

# 兵庫県公報

平成29年4月28日 金曜日 第2895号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 有害興行の指定（青少年課）	1
○ 漁船保険の義務付保の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（水産課）	2
○ 漁船保険の付保義務の消滅（同）	2
○ 漁船保険の付保義務の発生（同）	3
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	3
○ 重要調整池に係る検査の結果（中播磨県民センター）	3
○ 総合治水条例に基づく指定雨水貯留浸透施設の指定（同）	4
公 告	
○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく登録販売者試験の実施（薬務課）	4
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	5
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	6
○ 県有地の一般競争入札による売払い（住宅管理課）	8
公安委員会告示	
○ 警備業法に基づく直接検定の実施	9
○ 犯罪被害者等早期援助団体における名称等の変更の届出	10

## 告 示

### 兵庫県告示第495号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

平成29年4月28日

兵庫県知事 井戸敏三

指定理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
種別	名 称	制作・配給会社
映 画	レンタル女子大生 肉欲延滞中	オーピー映画
同	痴漢女教師	東映
同	とっってもやりたい男と女 背徳の肉体	新東宝映画
同	熟女ヴァージン 揉まれて港町	オーピー映画
同	残虐SEX 恥かしめ	東映
同	性器の大実験 発電しびれ腰	オーピー映画

同	ハミ尻ダンプ姐さん キンタマ汁、積荷違反	オーピー映画
同	股間の純真 ポロリとつながる	オーピー映画
同	おばちゃんの姫事 巨乳妻と変態妻なら？	新日本映像
同	ドッグ・イート・ドッグ (原題) DOG EAT DOG	プレシディオ



**兵庫県告示第496号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成29年 4月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項に規定する申出をする漁業協同組合の名称
兵庫県高砂市高砂町戎町359 炭 多 英 文 同 県同 市荒井町若宮町10—16 加 嶋 道 夫	高砂	高砂漁業協同組合
兵庫県高砂市高須8—19 高 谷 繁 喜 同 県同 市曾根町2223—10 古 門 英 文	伊保	伊保漁業協同組合
兵庫県南あわじ市灘仁頃265—3 榑 原 康 夫 同 県同 市阿万塩屋町746—61 北 本 勝 信	南淡	南淡漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間 平成29年 4月28日から同年 5月12日まで
- (2) 縦覧場所 高砂加入区 兵庫県高砂市高砂町材木町1198 高砂漁業協同組合  
伊保加入区 同 県同 市高須18—8 伊保漁業協同組合  
南淡加入区 同 県南あわじ市灘土生45 南淡漁業協同組合



**兵庫県告示第497号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、平成25年兵庫県告示第696号（漁船保険の付保義務の発生）で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、平成29年 5月 9日限りで消滅する。

平成29年 4月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

東二見加入区  
西二見加入区

播磨町加入区  
 大塩町加入区  
 的形加入区  
 白浜加入区  
 網干加入区  
 室津加入区  
 相生加入区  
 浅野浦加入区  
 一宮町加入区  
 五色町加入区



**兵庫県告示第498号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、平成29年5月10日から発生する。

平成29年4月28日

兵庫県知事 井戸敏三

東二見加入区  
 西二見加入区  
 播磨町加入区  
 大塩町加入区  
 的形加入区  
 白浜加入区  
 網干加入区  
 室津加入区  
 相生加入区  
 浅野浦加入区  
 一宮町加入区  
 五色町加入区



**兵庫県告示第499号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成29年4月28日から供用を開始する。

その関係図面は、平成29年4月28日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年4月28日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 川西篠山線	川西市丸の内町185番1から 同市出在家町532番1まで	旧	8.0から 24.0まで	280.0	
		新	11.0から 29.0まで	280.0	



**兵庫県告示第500号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例

第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

平成29年 4月28日

中播磨県民センター長 田 中 基 康

- 1 重要調整池の所在地  
姫路市飾東町大釜字向イ230番2号他
- 2 重要調整池の所有者等の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - (1) 所有者の名称  
杉本建設株式会社
  - (2) 住所（主たる事務所の所在地）  
姫路市飾東町豊国38番地
  - (3) 代表者の氏名  
杉 本 正 昭



**兵庫県告示第501号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第22条第1項の規定により、指定雨水貯留浸透施設を次のとおり指定する。

平成29年 4月28日

中播磨県民センター長 田 中 基 康

- 1 指定する土地等の所在地  
神崎郡福崎町福田52番1
- 2 指定する土地等の土地又は建物若しくは工作物の別及びその用途
  - (1) 土地又は建物若しくは工作物の別  
土地
  - (2) 用途  
県立福崎高等学校校庭
- 3 指定する土地等の所有者等の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - (1) 名称  
兵庫県
  - (2) 住所（主たる事務所の所在地）  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
  - (3) 代表者の氏名  
井 戸 敏 三
- 4 指定する理由  
市川流域圏における流域対策として、特に必要があると認められるため。

**公 告**

**医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく登録販売者試験の実施**

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定により、平成29年度登録販売者試験を次のとおり実施する。

平成29年 4月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 試験日時及び試験会場

試験日時	試験会場
平成29年 8月20日（日） 午前10時から午後3時まで	神戸市東灘区岡本8-9-1 甲南大学岡本キャンパス

- 2 試験科目（筆記試験）

- (1) 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- (2) 主な医薬品とその作用
- (3) 人体の働きと医薬品
- (4) 薬事関係法規・制度
- (5) 医薬品の適正使用・安全対策

3 提出書類

- (1) 登録販売者試験受験願書  
正本1部、副本2部（副本は写し可）
- (2) 写真  
出願日前6箇月以内に撮影した上半身正面無帽の縦5センチメートル、横4センチメートルのものとし、裏面に氏名及び生年月日を記載し、写真台帳に貼り付けること。

4 受験手続

- (1) 受験願書  
兵庫県健康福祉部健康局薬務課並びに健康福祉事務所（新温泉健康福祉事務所を除く。）、神戸市保健所（神戸市保健福祉局保健所予防衛生課）、姫路市保健所、尼崎市保健所及び西宮市保健所（以下「受付機関」という。）及びインターネットの兵庫県ホームページにおいて平成29年4月28日（金）から配布する。  
アドレス [https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf18/hw15\\_000000064.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf18/hw15_000000064.html)
- (2) 受付期間  
平成29年5月31日（水）から同年6月9日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）  
郵送の場合は、平成29年6月7日（水）まで（同日消印有効）
- (3) 提出方法  
持参により提出すること。ただし、住所地が兵庫県外の方についてのみ、郵送による提出を受け付ける。  
なお、郵送の場合は、封筒（角形2号：A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ）の表面に「登録販売者試験受験願書在中」と朱書きの上、簡易書留で、兵庫県健康福祉部健康局薬務課へ送付すること。
- (4) 提出先  
ア 住所地の受付機関  
イ 郵送の場合は、兵庫県健康福祉部健康局薬務課（〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）
- (5) 手数料  
13,000円分の兵庫県収入証紙を受験願書に貼り付けること。  
なお、願書受付後、手数料は返還しない。

5 合格者の発表

平成29年10月6日（金）午前10時に各受付機関において、合格者の受験番号を掲示するとともに、兵庫県ホームページ（<https://web.pref.hyogo.lg.jp/>）「しごと・産業」→「労働・雇用・資格」→「資格」→「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく平成29年度登録販売者試験【合格発表】」に同日から2週間掲載するほか、合格者に合格通知書を郵送する。

6 試験についての問合せ先

兵庫県健康福祉部健康局薬務課  
電話 (078) 341-7711 (内線 3310、3311、3312)



**大規模小売店舗の新設に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成29年4月28日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ドラッグコスモス姫路英賀店

所在地 姫路市飾磨区英賀字浜新田乙18番1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社コスモス薬品

住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

代表者の氏名 宇 野 正 晃

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社コスモス薬品

住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

代表者の氏名 宇 野 正 晃

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成29年12月6日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,199平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

46台

(2) 駐輪場の収容台数

16台

(3) 荷さばき施設の面積

32平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

13.5立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

入口1箇所、出口1箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

平成29年4月5日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課

(2) 縦覧期間

平成29年4月28日から4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成29年8月28日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変

更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成29年4月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンモール姫路リバーシティー

所在地 姫路市飾磨区細江2560ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

名称 シキボウ株式会社

住所 大阪府中央区備後町三丁目2番6号

代表者の氏名 清 原 幹 夫

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

能 條 武 夫

イ 変更後

清 原 幹 夫

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

| 名称                  | 住所                   | 代表者の氏名  |
|---------------------|----------------------|---------|
| イオンリテール株式会社         | 千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1      | 岡 崎 双 一 |
| 株式会社御座候             | 姫路市阿保甲611番地の1        | 山 田 実   |
| 株式会社トリプロ西日本<br>外81者 | 尼崎市潮江一丁目2番6号尼崎フロントビル | 清 水 雅 人 |

イ 変更後

| 名称                   | 住所                   | 代表者の氏名  |
|----------------------|----------------------|---------|
| イオンリテール株式会社          | 千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1      | 岡 崎 双 一 |
| 株式会社御座候              | 姫路市阿保甲611番地の1        | 山 田 実   |
| 株式会社トリプロ・プラス<br>外78者 | 尼崎市潮江一丁目2番6号尼崎フロントビル | 清 水 雅 人 |

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

平成28年6月29日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成28年4月1日ほか

5 届出年月日

平成29年3月24日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課

(2) 縦覧期間

平成29年4月28日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成29年8月28日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号



**県有地の一般競争入札による売払い**

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成29年 4月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 入札に付する県有地  
売払物件

| 物件<br>番号 | 所 在 地           | 面積 (㎡)   | 地 目 | 最低売却価格 (円) |
|----------|-----------------|----------|-----|------------|
| 1        | 豊岡市出石町寺町字桑垣530番 | 1,900.21 | 宅 地 | 12,000,000 |

- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次に掲げる者以外の者であること。
  - (1) 成年被後見人
  - (2) 被保佐人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
  - (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - (6) 破産者で復権を得ない者
  - (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があつた後、2年間を経過しない者  
その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。  
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者  
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者  
ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかつた者  
エ アからウまでのいずれかに該当する事実があつた後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
  - (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
  - (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
  - (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくとところの破壊的団体及び当該団体の役員又は構成員
- 3 契約条項を示す場所  
〒650-0011 神戸市中央区下山手通 4 丁目18番 2 号（兵庫県公社館 3 階）  
兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課管理班財産管理担当
- 4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間
  - (1) 配布場所及び申込場所  
前記3に同じ
  - (2) 配布期間及び申込期間



平成29年4月28日（金）から同年6月27日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

5 入札の場所及び日時

(1) 場所

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目18番2号  
兵庫県公社館総務第2会議室（2階）

(2) 日時

物件1 平成29年6月29日（木）午後1時30分

6 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。

(2) 入札保証金は、金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手により納付すること。

7 入札に関する条件

(1) 入札書を所定の日時までに提出していること。

(2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札でないこと。

(4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

(5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

(6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。

(7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

(8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。

8 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札についての照会先

兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課管理班財産管理担当  
電話 (078) 341-7711 内線4875

### 公 安 委 員 会 告 示

#### 兵庫県公安委員会告示第127号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定に基づく検定について、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定により、次のとおり公示する。

平成29年4月28日

兵庫県公安委員会

委員長 辰馬章夫

1 実施する検定に係る警備業務の種別及び級

交通誘導警備業務2級

2 実施日時及び実施場所

(1) 実施日時

平成29年8月5日（土）午前9時から午後5時まで

(2) 実施場所

兵庫県明石市荷山町1649番地の2  
兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

3 受検定員

30人

4 受検要件

次のいずれかに該当する者

(1) 兵庫県内に住所を有する者

(2) 兵庫県内の営業所に属する警備員

5 検定試験の内容

- (1) 学科試験
  - ア 警備業務に関する基本的な事項
  - イ 法令に関すること。
  - ウ 車両等の誘導に関すること。
  - エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験
  - ア 車両等の誘導に関すること。
  - イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 検定の申請手続
  - (1) 申請期間
 

平成29年 5月15日（月）から同年 7月21日（金）までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後 5時まで）
  - (2) 申請窓口
 

申請窓口は、次に掲げるいずれかの警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係とする。

    - ア 兵庫県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
    - イ 兵庫県内の営業所に属する警備員にあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
  - (3) 提出書類
    - ア 検定申請書 1 通
    - イ 次に掲げるいずれかの書面 1 通
      - (イ) 前記(2)のアの警察署に提出する場合にあつては、住所地を疎明する書面
      - (ロ) 前記(2)のイの警察署に提出する場合にあつては、その者が当該営業所に属することを疎明する書面
    - ウ 写真（申請前 6 月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 枚
  - (4) 申請方法
    - ア 前記(3)の提出書類を前記(2)の申請窓口を持参して申請するものとし、郵送による申請は受け付けない。
    - イ 申請は、原則として検定を受けようとする本人が行うものとする。
    - ウ 申請期間内であっても、申請人員が受検定員になり次第、申請の受付を締め切る。
- 7 手数料
 

14,000円相当額の兵庫県収入証紙を申請時に納付するものとする。

なお、手数料については、検定申請書の受付後は返還しない。
- 8 携行品
 

印鑑及び筆記用具
- 9 受検についての問合せ先
  - (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
  - (2) 兵庫県警察本部生活安全全部生活安全企画課
 

電話 (078) 341-7441 内線3046



**兵庫県公安委員会告示第128号**

犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第 1 号）第 3 条第 1 項の規定により、公益社団法人ひょうご被害者支援センターから届出書の提出があつたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公示する。

平成29年 4月28日

兵庫県公安委員会  
委員長 辰馬章夫

- 1 変更に係る事項
  - (1) 住所

変更前 神戸市中央区下山手通5丁目1番3号 共済施設パレス神戸内

変更後 神戸市中央区下山手通5丁目5番16号

(2) 援助事業を行う事務所の所在地

変更前 神戸市中央区下山手通5丁目1番3号 共済施設パレス神戸内

変更後 神戸市中央区下山手通5丁目5番16号

2 変更しようとする年月日

平成29年5月1日